

札幌市の選定委員会における
「基本的な考え」について

選定委員会の所掌事項

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1)民間事業者選定要領、審査方法及び基準の設定
- (2)森林経営管理法施行規則第33条
1、2項の規定に基づき、民間事業者が提出する企画提案書等の審査及び民間事業者の選定
- (3)事業者の実績評価の認定
- (4)過去5年の札幌市における経営管理実施権配分計画における、トラブルや事故の発生、不適切な森林整備、虚偽の報告等（以下「トラブル等」という）の実績の認定

1 要領、審査基準の設定

市：募集

業者：提案

2 民間事業者の選定

配分計画

業者：実施

- 3 事業者の実績評価の認定
- 4 トラブル等の認定

今後の事業者の選定に活用

基本的な考え① 「標準」と「特殊案件」

✓ 「標準」と「特殊案件」に分け、事業の促進を図る

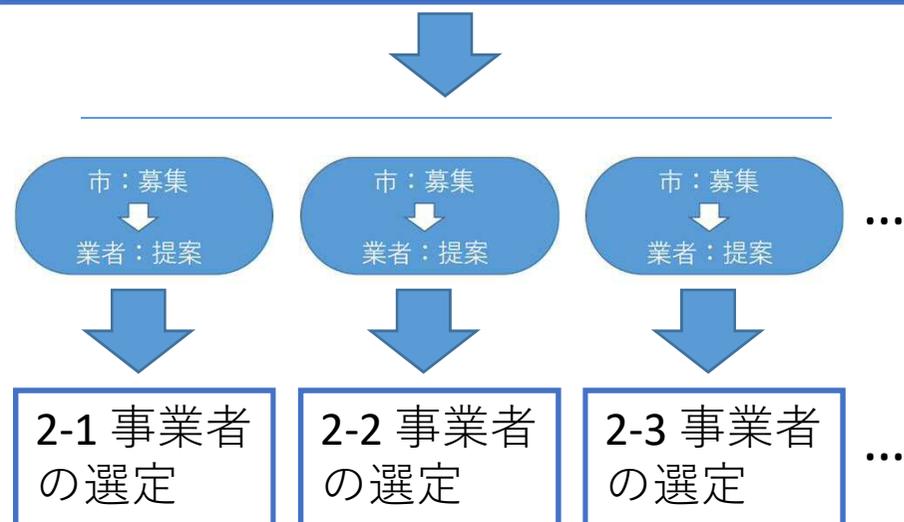
- ・ 森林機能の発揮
以外の目的がある
- ・ 難易度が高い 等

- ・ 本市では私有林の
人工林が3,000筆

標準

- 要領や審査基準を固定化
- 審査項目を、
機械的に判断可能なもの

1 要領、審査基準の設定 (固定)



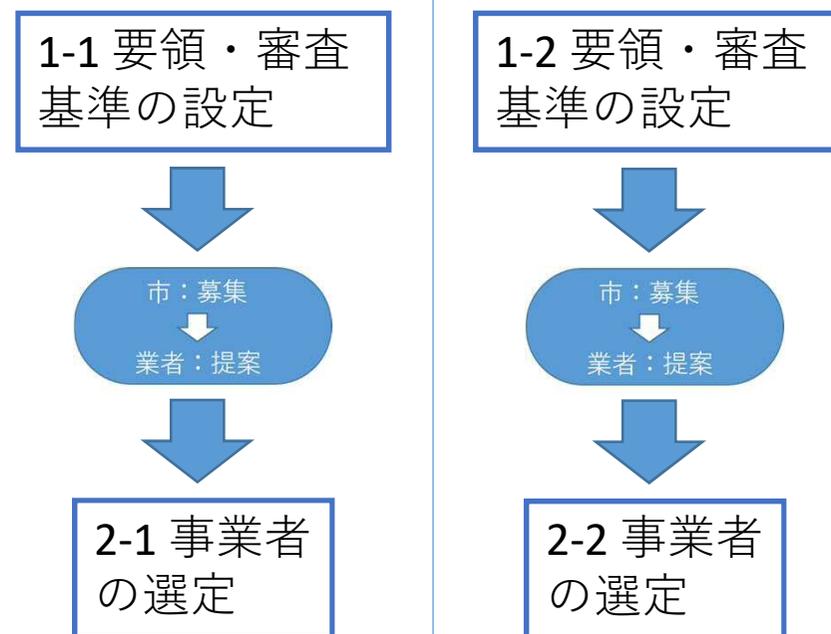
基本的な考え① 「標準」と「特殊案件」

✓ 「標準」と「特殊案件」に分け、事業の促進を図る

- ・ 森林機能の発揮
以外の目的がある
- ・ 難易度が高い 等
- ・ 本市では私有林の人工林が3,000筆

特殊案件

- 要領や審査基準は
毎回設定
- 事業の目的を達する
事業者を選定できる
審査基準に
- ※今回の小別沢事業は
特殊案件に該当



基本的な考え② 評価項目

✓ 「札幌市が求める森林整備」を評価項目に

例 1

例 2

札幌市が求める
森林整備

災害に強い森林整備

木材の提供



評価基準

○作業道の規格
(北海道の基
準に合致?)

○木材搬出割合

基本的な考え③ 事業者の参入

- ✓ **多くの事業者が参加できる選定要領**
- ✓ **提案する事業者の負担を軽減（「標準」の場合）**

林業の基盤がほとんどない札幌市において、特定の事業者ではなく、多くの事業者が札幌市の森林整備に参画する仕組みが必要

例) 「標準」の要領

- 特別な事業者だけが加点となるような項目にしない
- 見積書の簡素化